

一般社団法人日本感染管理ネットワーク会則

第1条（総則）

この会則は、一般社団法人日本感染管理ネットワーク定款（以下、定款という）を補完することを目的とし、会員の制度、事業などについて定める。

第2条（事務所）

当法人は、主たる事務所を一般社団法人日本感染管理ネットワーク事務局に置く。

住 所：〒162-0801 東京都新宿区山吹町358-5アカデミーセンター

連絡先：TEL) 03-6824-9377 E-mail) icnj-post@as.bunken.co.jp

第3条（新規入会）

本会入会希望者は、本会ホームページ入会申込より必要事項（氏名、生年月日、住所、所属機関、所属部署等）を入力し、仮登録を行う。その後、事務局より郵送される所定の振込用紙にて当該年度の会費を納入しなければならない。法人会員入会については、法人会員に関する規程に基づくものとする。

第4条（継続入会）

事務局より郵送される所定の振込用紙にて、年会費を納め、継続とする。

第5条（会員資格の喪失）

会員資格の喪失は当法人の定款第9条ないし第11条に掲げる場合とする。

ただし、定款第11条(1)の事由（支払義務を1年以上履行しなかったこと）により会員資格の喪失があった場合には、救済措置として、会員資格喪失後、半年以内に請求年度を遡って会費を支払えば、会員喪失とみなさない。

第6条（年会費）

当法人の会費年額は、次のとおりとする。

- (1) 正会員5,000 円
- (2) 法人会員1 口50,000 円（複数口も可）
- (3) 名誉会員は、会費の納入を要しない。
- (4) 年会費は前払いとし、年会費の入金は継続および新規いずれも振込みとする。

第7条（会員の権利）

- (1) 当法人が主催する学術集会などへの参加は優先されること。
- (2) 当法人地方会が主催する学術集会などへの参加は優先されること。

- (3) 社員総会の内容に関し質問や意見を述べることができる。
 - (4) 当法人のホームページや配信メールにより情報を得ることができる。
 - (5) 法人会員は、年に1回法人協議会に出席し意見を述べる事ができる。
- 尚、法人会員の特典については法人会員に関する規程で定める。

第8条（評議員）

評議員の任期および選出方法は会則施行細則第1条に定めるものとする。

第9条（理事及び監事候補者）

理事及び監事の候補者は、当法人の一般会員から選出し、選出方法並びに資格要件は会則施行細則第2条に定めるものとする。尚、理事選出については、会則施行細則第2条第6項第6号の回数を超えて再任することは出来ない。

第10条（代表理事及び副代表理事の人数、任期）

(1) 代表理事

理事会において1年以上の理事経験者より1名を選出し、再任は最長3回までとする。

(2) 副代表理事

理事会において副代表理事を理事の中より2名を選出し、再任は最長5回までとする。

第11条（理事及び代表理事並びに副代表理事の職務及び権限）

理事及び代表理事並びに副代表理事は、定款第24条にある他、以下の職務及び権限を有する。

- (1) 代表理事は、理事会を運営するとともに、事務局・各委員会・支部代表者等との調整を担い会務を総括する。
- (2) 代表理事は、理事が担当する職務を任命する。
- (3) 代表理事は、細則に基づき、日本感染管理ネットワーク学会大会長を選出・任命する。
- (4) 代表理事は、理事会、法人協議会、経営管理委員会において議長を担う。
- (5) 代表理事は、契約書類等の保管、総会後の登記手続きに関する事務手続きを行う。
- (6) 副代表理事は、理事会の運営が円滑に進められるよう、代表理事、各担当理事の職務をサポートし、契約書類等の保管、総会後の登記手続きに関する事務手続きを補佐する。

第12条(理事会)

- (1) 理事会は全ての理事をもって構成し、通常年5回程度開催する。
- (2) 交通費などについては、理事会の審議により定めた額を支払う。

第13条（経営管理委員会）

当法人に経営管理委員会を設ける。

経営管理委員会は、下記の委員をもって構成し、必要時に代表理事が招集する。理事の報酬はないものとし、交通費などについては、理事会の審議により定めた額を支払う。

- (1) 代表理事・副代表理事
- (2) 事務局（理事・委託）
- (3) 司法書士
- (4) 会計士
- (5) その他代表理事が必要と認め出席を依頼した者

経営管理委員会は、次の職務を行う。

- (1) 経営に関する事項について、理事会の諮問に応じて意見を述べる
- (2) 経営状況を掌握し、適切な収支予算によって事業が展開されるよう監視する
- (3) 事業計画を立案するにあたり、収支予算案および意見を述べる

第14条（支部代表者会議）

当法人に地方会を開催する支部を設ける。支部代表者会議は、下記の委員をもって構成し、通常年に1回代表理事が招集する。

報酬はないものとし、交通費などについては、理事会の審議により定めた額を支払う。

- (1) 代表理事・副代表理事
- (2) 各支部代表者
- (3) 支部連携担当理事

支部代表者会議は、次の職務を行う。

- (1) 支部連携の推進について討議する
- (2) 支部が開催する地方会や事業の進捗状況について情報を共有する
- (3) 支部との情報交換を行う

ただし、全て決定は理事会が行い、社員総会へ報告される。

第15条(学術集会等)

- (1) 当法人が主催する学術集会は、理事会が任命した学術集会実行委員会が遂行する。

- (2) 学術集会・継続教育等への参加は会員に限るものとする。ただし非会員の参加を広く意図した場合はその限りでない。
- (3) 学術集会のテーマ及びプログラムは、学術集会実行委員会で検討し理事会で承認を得る。又、参加費については学術集会実行委員会・理事会で検討・決定し、会費と別に徴収する。
- (4) 理事会は、感染管理に関連する認定もしくは専門を取得するための学科へ在学中の学生に対し、参加費を無料又は割引とすることを決定することができる。
- (5) 理事会は、疫学セミナー等、理事会が実施する研修会の参加費を定め、会費とは別に徴収するものとする。
- (6) 研修会等（学術集会も含む）は法人会員と共催することができる。

第16条（委員会の設置）

当法人は、理事会等の他に委員会を設置することができる。各委員会は取り決め事項に基づいて代表理事もしくは担当理事が運営を担う。

第17条（外部委員）

理事会は、必要があると認める場合には、当法人の理事及び監事並びに会員以外の有識者を外部委員として選任し、当法人の運営に関する意見を求めることができる。外部委員への交通費及び謝金については、理事会の審議により定めた額を支払う。

第18条（ホームページ）

当法人のホームページや会員への一斉メール配信については、理事会の承認を得たものとする。

第19条（謝金）

研修会講師謝金などについては、理事会の審議により定めた額を支払う。

第20条（会計）

当法人の各事業年度における業務遂行に要する費用は、年会費及び学術集会、疫学セミナーの参加費等の収入をもってこれに当てる。会計は事務局が行い、決算に関連する事務的手続きは、税理士へ一部委託する。

第21条（会則変更）

本会則は、理事会の決議により変更することができる。

本会則は平成23年7月30日より施行する。

平成25年5月25日改訂

平成27年5月15日改訂

平成28年5月20日改訂

平成30年5月14日改訂

平成30年10月29日改訂

令和3年5月22日改訂

令和4年3月6日改訂

令和6年3月16日改訂

令和7年9月25日改訂